旧 (現行) 新(案) 名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領 名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領 (趣旨) (趣旨) 第1条 (略) 第1条 (略) (対象) (対象) 第2条 対象とする工事は、別表第1に掲げるものとし、低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を 第2条 対象とする工事は、別表第1に掲げるものとし、低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を 適用する工事を除く競争入札に付す工事に適用し、最低制限価格制度は、予定価格が2億未満の競争 適用する工事を除く競争入札に付す工事に適用し、最低制限価格制度は、総合評価落札方式による競 入札に付す工事に適用するものとする。ただし、建設部長が特に認めるときは、この限りでない。 争入札を除く、予定価格が2億1億5千円未満の競争入札に付す工事に適用するものとする。ただし、 建設部長が特に認めるときは、この限りでない。 2 対象とする建設コンサルタント等業務は、別表第2に掲げるものとし、低入札価格 調査制度は、 2 対象とする建設コンサルタント等業務は、別表第21に掲げるものとし、低入札価格 調査制度は、 予定価格が1千万円以上の競争入札に付す建設コンサルタント等業務に適用し、最低制限価格制度 予定価格が1千5百万円以上の競争入札に付す建設コンサルタント等業務に適用し、最低制限価格制 は、予定価格が1千万円未満の競争入札に適用することとする。ただし、建設部長が特に認めるとき 度は、予定価格が1千5百万円未満の競争入札に適用することとする。ただし、建設部長が特に認め るときは、この限りでない。 は、この限りでない。 3 (略) (略) (基準価格) (基準価格) 第3条 (略) 第3条 (略) 2 工事における割合の算定は、別表第3に記載した「一般土木工事等」に該当する工事にあっては予 2 工事における割合の算定は、別表第32に記載した「一般土木工事等」に該当する工事にあっては 定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格 除して得た割合とし、その他の工事については別表第3に規定する算定方法によるものとする。ただ で除して得た割合とし、その他の工事については別表第32に規定する算定方法によるものとする。 し、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合にあっ ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合に ては10分の7とする。 あっては10分の7とする。 (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は予定価格算定の基礎となった別表第4の①から 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は予定価格算定の基礎となった別表第43の①か ④に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。た ら④に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。 だし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合にあ ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合に っては10分の7とする。 あっては10分の7とする。 (略) (略) (略) 5 (略)

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

- 第4条 失格判断基準は、基準価格を下回った入札を行った場合で、入札を失格とする基準であり、別表第1に掲げる低入札価格調査対象工事に適用するものとする。ただし、建設部長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 失格判断基準は、別表第3に記載した「一般土木工事等」(ただし、工作物解体工事(土木工事)及び土木工作物塗装工事を除く。)に該当する工事にあっては次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とし、その他の工事については、別表第65に記載した条件に該当する入札を失格とする。
- 一 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の7 5%未満である場合
- 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の70%、現場管理費の額の70%及び一般管理費 等の額の30%の合計額未満である場合

3 (略)

(最低制限価格)

第5条 (略)

(入札者への周知)

第6条 (略)

(入札の執行)

第7条 (略)

(調査の実施)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 建設コンサルタント等業務について前条の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入 札者に対して、配置予定の管理技術者、主任技術者、工事監理者又は主任担当者(以下「管理技術者 等」という。)とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技

術者の増員が可能か否かについて書面(様式2)の提出を求め、調査を行うものとする。

- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者
- (2) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種(別表第5に掲げる業種をいう。)で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。

5 (略)

(調査の結果)

第9条 (略)

(落札者の決定)

第10条 (略)

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

- 第4条 失格判断基準は、基準価格を下回った入札を行った場合で、入札を失格とする基準であり、別表第1に掲げる低入札価格調査対象工事に適用するものとする。ただし、建設部長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 失格判断基準は、別表第<u>3</u>2に記載した「一般土木工事等」(ただし、工作物解体工事(土木工事) 及び土木工作物塗装工事を除く。)に該当する工事にあっては次に掲げるいずれかに該当する入札を 失格とし、その他の工事については、別表第65に記載した条件に該当する入札を失格とする。
 - 一 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の7 5%未満である場合
 - 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の70%、現場管理費の額の70%及び一般管理費 等の額の30%の合計額未満である場合

3 (略)

(最低制限価格)

第5条 (略)

(入札者への周知)

第7条 (略)

(入札の執行)

第7条 (略)

(調査の実施)

第8条 (略)

(略)

(略)

4 建設コンサルタント等業務について前条の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入 札者に対して、配置予定の管理技術者、主任技術者、工事監理者又は主任担当者(以下「管理技術者 等」という。)とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技

術者の増員が可能か否かについて書面(様式2)の提出を求め、調査を行うものとする。

- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者
- (2) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種(別表第<u>5</u>4に掲げる業種をいう。)で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。

5 (略)

(調査の結果)

第9条 (略)

(落札者の決定)

第10条 (略)

<u>附 則</u>

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	1 (第2条関係) 発注工事の種類	最低制限価格対	低入札価格調査
		象工事	対象工事
		(2億円未満)	
1	一般土木工事	0	0
2	プレストレストコンクリート (PC) 工事	0	0
3	舗装工事	0	0
4	しゅんせつ工事	0	0
5	造園・植栽工事	0	0
6	鋼構造物工事	0	0
7	とび・土工、ボーリンググラウト、くい打、コンクリー	0	0
	ト打設、モルタル吹付各工事		
8	工作物解体工事(土木工事)		0
9	工作物解体工事 (建築工事)		0
10	道路区画線工事	0	0
11	土木工作物塗装工事		0
12	建築塗装工事	0	0
13	下水処理設備工事	0	0
14	水道施設工事	0	0
15	機械設備工事		0
16	電気設備工事 (一般)		0
17	電気設備工事(建築工事)	0	0
18	管工事	0	0
19	空調設備工事	0	0
20	電気通信工事		0
21	一般建築工事	0	0
22	内装仕上工事	0	0
23	防水工事	0	0
24	建具工事	0	0
25	消防施設工事	0	0
26	造船工事		0
27	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者	0	0
	を対象とした工事		

<u>附 則</u>

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

(削除)

別表第2 (第2条関係)

業務区分

測量業務

建築関係の建設コンサルタント業務

土木関係の建設コンサルタント業務

地質調査業務

補償関係のコンサルタント業務

※予定価格の算出に歩掛が見積もりによる場合は、対象外とする。

※予定価格の算出に際して複数の業務区分を対象とすることがある。

別表第3 (第3条関係)

(略)

別表第4 (第3条関係)

(略)

別表第5 (第8条関係)

(略)

別表第6 (第4条関係)

(略)

別表第21 (第2条関係)

業務区分

測量業務

建築関係の建設コンサルタント業務

土木関係の建設コンサルタント業務

地質調査業務

補償関係のコンサルタント業務

※予定価格の算出に歩掛が見積もりによる場合は、対象外とする。積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は、低入札価格調査制度又は最低制限価格調査制度の適用除外とします。

|※予定価格の算出に際して複数の業務区分を対象とすることがある。

別表第32 (第3条関係)

(略)

別表第43 (第3条関係)

(略)

別表第<u>5</u>4 (第8条関係)

(略)

別表第65 (第4条関係)

(略)